

## 返戻金制度について

1. 当社の紹介により就職した者が入社後1か月以内に本人の都合による退社又は本人の責めによる解雇により雇用契約を終了した場合、次に定める金額を求人者に返還する制度です。

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 90% |
| (2) 入社後 2 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 75% |
| (3) 入社後 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 60% |
| (4) 入社後 4 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 45% |
| (5) 入社後 5 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 20% |
| (6) 入社後 6 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 10% |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。